

2024年9月20日

神奈川県職員労働組合 中央執行委員長 押野 利一  
西湘支部 支部長 倉形 洋一  
同 中井やまゆり園分会 分会長 石倉 友二

## 中井やまゆり園の独立行政法人化並びに現在の園運営にかかる緊急要求書

日頃より、組合活動にご理解をいただきありがとうございます。中井やまゆり園の独立行政法人化は、他施設の民間移譲の方針と併せ、県がこれまで県立施設の運営の弾力化方針のもと、検討し、実行されてきた県立施設の指定管理施設化、民間移譲にかかる総仕上げの位置づけをなすものと思っています。

しかし、この間、県立施設にかかる福祉関係者の要望、ニーズのみならず、県内のいわゆる施設待機者の数およびそのニーズ、県内の障がい者の行き場のない実態など、その実態把握は十分とはいえません。そして、そうした方々のニーズをどう充足するのかの検討がされてきたとは言い難い状況の中で、県立施設の独立行政法人化、民間移譲がなぜ先行して行われるのか、問題があると言わざるを得ません。

「どんな状況におかれていても、地域で当たり前暮らすことができる神奈川の地域福祉の実現」という知事が諮問した方向性にかかわって、県民的な議論をつくすことが先ではないかと考えます。

独立行政法人化を前にした様々な議論がされている当該の中井やまゆり園の現状は、あまりにも理不尽と言えます。法人化にかかわっての職員の身分の問題と併せ、現在進んでいる現場実態にかかわって、県立施設らしいあり方を取り戻せるよう、ご尽力をいただきたいと切望します。

そうした位置づけでの緊急の要求です。真摯で、早急な具体的な検討をお願いいたします。

### I 中井やまゆり園の独立行政法人化に関すること

1 独法への開所当初県派遣職員6割配置案は認められない。あくまで、引き継ぎのための派遣であり、指定管理制度への移行施設でも、寮の生活支援にかかる福祉職派遣職員は2割で、最大でも2年であり、その方向で検討すること。

2 「来年度(3月に試験か)、県公務員として採用し開所時にプロパーへ移行する職員」の採用をせず、来年度は、県のルートを使うなどしながら、独法のプロパー採用し、そのプロパーは、前倒し採用的に中井やまゆり園で研修的に働くことを考えていないとのことだが、開所時に、最大限の通常運営を求めないのはなぜか。

3 独法での派遣は、福祉職のみとすること。看護系プロパーの研修は、来年度内で終わらすこと。

- 4 非常勤、臨時任用職員の扱いを明確に示すこと。現職員にかかわって、「当局都合の異動・雇止めにかかわっては、汗をかく」労使の到達点を確約すること。
- 5 昨年度及び今年度を実施した職員アンケート調査結果の生データを組合に開示すること
- 6 総務省との調整、内諾に入る前の段階で定款素案を組合に説明し、意見聴取を行うこと
- 7 中期目標及び中期計画の策定にあたっては、労働者側代表を策定メンバーに加え、意見を十分に反映させること
- 8 独法化後の評価委員会に、労働者側推薦の委員を最低1名入れること
- 9 現行設置されている県立障がい者支援施設従事者向け相談窓口を独法化後も障がいサービス課運営指導グループとして設置対象とし、支援内容及びそれを実践する者の状況把握に努めること。

## II 中井やまゆり園の運営に関すること。

- 1 継続的に「いのちを守る」福祉施設としての医療と日常生活支援が両立できる体制等ができない間において、医療的ケースの受け入れをしないことを本課として確約すること。また受け入れにあたっては、今年10月時点で、少なくとも、次の職員体制等を、障がいサービス課の責任においてつくること。
  - (1) 医療的ケアの利用者を受け入れるにあたり、医務課の職員体制を抜本的に整備すること。
    - ① 夜間専門看護の非常勤の配置が早々に決まったが、不確定で、不安定な体制をもって、「命を守れる体制整備ができた」と言えるのか答えること。
    - ② 医務課内での基本的なローテーションは、休日など、当然に必要な労働条件を十分確保することを前提に、原則、看護師正規職員でつくること。
    - ③ 「個別医療ケア班」(仮)を医務課内につくるとともに、医務課の本来業務である、中井全体への看護業務は「全体医療班」(仮)に集約する形をとること。
    - ④ 以上を前提に、「個別医療ケア班」は、1日の勤務者を早番3 遅番3 夜勤2の体制で整備すること。班長(主任)がB勤務で統括するとともに、夜間専門看護の非常勤を含めずにローターを組める体制とすること。
    - ⑤、「全体医療班」(仮)は、班長(主任)の配置を前提に、主任臨時任用看護師の欠員を正規で補充した上で、R5年度の勤務体制を維持し、個別医療ケア班の不測の事態にも対応できるようにするものとする。
    - ⑥ 各班に主任(班長)をおき、看護係長が各班を統括すること。委譲をB勤務を基本とすること。

(2) 医療的ケア者の支援体制を機能させるには、医務課の体制だけでなく、山寮の医療ケア利用者等への個別支援体制と他利用者への通常支援体制が両立できる勤務体制が必要です。

① 夜勤専門非常勤の欠員を早急に解消すること。

② 医療ケース等の医療ケア等の個別対応が必要な利用者への対応とは別に、朝4 遅4 夜勤1(最大で2)の現行の職員体制を維持すること。

③ ②とは別に、医療ケア利用者の個別対応には、該当利用者一人につき、朝 遅 夜勤各1名ずつ配置し、24時間対応できるようにすること。

(3) 秋寮の正規職員の欠員を、10月の補正異動にて解消すること。

(4) 医療判断が明確にできるよう医務課長として医師を常駐し、医療的判断に支障をきたす恐れがある事態を解消すること。

(5) 看護師については、10月を目途に来年度採用者(すでに採用を打っている者)の前倒し配置を行うこと。

2 医療的ケアケースの受け入れなどにかかわって職場の混乱など、一部本庁採用の非常勤アドバイザーの言動(他のアドバイザーは沈黙している)に施設幹部が右往左往し、組織的判断ができない実態においては、当該非常勤等と本課が直接に調整するなど、県・本庁の調整機能を果たすこと。